

No. 39

法令名	美容師法
根拠条項	第12条
許認可等の種類	美容所の使用前の検査
法令の定め	<p>(美容所の位置等の届出)</p> <p>第11条 美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第12条の3第1項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 美容所の開設者は、前項の規定による届出事項に変更を生じたとき、又はその美容所を廃止したときは、すみやかに都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(美容所の使用)</p> <p>第12条 美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第13条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第12条の3 美容師である従業者の数が常時2人以上である美容所の開設者は、当該美容所（当該美容所における美容の業務を含む。）を衛生的に管理させるため、美容所ごとに、管理者（以下「管理美容師」という。）を置かなければならない。ただし、美容所の開設者が第2項の規定により管理美容師となることができる者であるときは、その者が自ら主として管理する1の美容所について管理美容師となることを妨げない。</p> <p>2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事し、かつ、厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。</p> <p>(美容所について講ずべき措置)</p> <p>第13条 美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 常に清潔に保つこと。 二 消毒設備を設けること。 三 採光、照明及び換気を充分にすること。 四 その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置 <p>(開設の届出)</p> <p>施行規則</p> <p>第19条 法第11条第1項の規定による美容所の開設の届出は、次に掲げる</p>

事項を記載した届出書を、当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。

一 美容所の名称及び所在地

二 開設者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

三 法第12条の3第1項に規定する美容所にあつては、管理美容師の氏名及び住所

四 美容所の構造及び設備の概要

五 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名

六 美容師につき、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病がある場合は、その旨

七 開設予定年月日

2 前項の届出書には、美容師につき、同項第6号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない。

3 法12条の3第1項に規定する美容所を開設しようとする者が第1項の届出をするに当たっては、前項の書類のほか、当該美容所の管理美容師が同条第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

4 外国人が第1項の届出をするに当たっては、第2項の書類のほか、外国人登録証明書を添えるものとする。

(変更の届出)

施行規則

第20条 法第11条第2項に規定する変更の届出は、その旨を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出することによって行うものとする。この場合において、その届出が前条第1項第6号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を、その届出が管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(美容所について講ずべき措置)

美容師法施行条例

第4条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

一 待合所は、作業場と区分して設けること。

二 作業場は、美容用いす（以下「いす」という。）1台のときは9.9平方メートル以上とし、いす2台以上のときは9平方メートルにいす1台を超えるいすの台数1台につき3.3平方メートルを増した面積以上とし、かつ、洗場、消毒設備等の設置により業務に支障を来すことのない面積を保持すること。

三 洗髪及び洗顔のための洗場並びに手指、器具等の洗浄のための洗場を

	<p>適当数設けること。</p>
審査基準	<p>法令に定める他、次の通知等による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理容師法の運用に関する件 昭和24年5月31日 衛発第590号 厚生省公衆衛生局長通知 ・ 理容所開設届の疑義について 昭和32年5月13日 衛環第32号 厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知 ・ 行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律等の施行について 昭和58年12月23日 環企第128号 厚生省環境衛生局長通知 ・ 営業関係施設の増改築等による取扱いについて 昭和40年8月23日 40環第3265号 衛生部長通知
標準処理期間	<p>総 期 間 1 5 日 (注：休日は含まない。)</p> <p> 經由機関 日 ()</p> <p> 処分機関 1 5 日 ()</p>
処分担当課	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
申請先等	各総合振興局(振興局)保健環境部保健行政室(地域保健室)生活衛生課
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ(電話番号：011-204-5260)
備 考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No. 40

法令名	美容師法
根拠条項	第12条の2第1項
許認可等の種類	美容業の地位の承継の届出(相続、合併、分割)
法令の定め	<p>(地位の承継)</p> <p>第12条の2</p> <p>第11条第1項の届出をした美容所の開設者について相続、合併又は分割(当該営業を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該営業を承継した法人は、当該届出をした美容所の開設者の地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により美容所の開設者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>美容師法施行規則</p> <p>(地位の承継の届出)</p> <p>第21条</p> <p>法第12条の2第2項の規定により相続による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。</p> <p>一 届出者の住所、氏名及び生年月日並びに被相続人との続柄</p> <p>二 被相続人の氏名及び住所</p> <p>三 相続開始の年月日</p> <p>四 美容所の名称及び所在地</p> <p>2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 戸籍謄本</p> <p>二 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書</p> <p>第22条</p> <p>法第12条の2第2項の規定により合併による美容所の開設者の地位の承継の</p>

	<p>届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 二 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 三 合併の年月日 四 美容所の名称及び所在地 <p>2 前項の届出書には、合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。</p> <p>第22条の2</p> <p>法第12条の2第2項の規定により分割による美容所の開設者の地位の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を当該美容所所在地の都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 二 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名 三 分割の年月日 四 美容所の名称及び所在地 <p>2 前項の届出書には、分割により営業を承継した法人の登記簿の謄本を添付しなければならない。</p>																
審査基準	法令等の定めによる																
標準処理期間	<table border="0"> <tr> <td>総期間</td> <td>15</td> <td>日</td> <td>(注：休日は含まない。)</td> </tr> <tr> <td>経由機関</td> <td></td> <td>日</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td></td> <td>日</td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>処分機関</td> <td>15</td> <td>日</td> <td>()</td> </tr> </table>	総期間	15	日	(注：休日は含まない。)	経由機関		日	()	協議機関		日	()	処分機関	15	日	()
総期間	15	日	(注：休日は含まない。)														
経由機関		日	()														
協議機関		日	()														
処分機関	15	日	()														
処分担当課	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課																
申請先等	各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）生活衛生課																
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ（電話番号：011-204-5260）																
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm																

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成28年10月1日作成)

No. 41

法令名	美容師法
根拠条項	第12条の3第2項
許可等の種類	管理美容師講習会の指定
法令の定め	第12条の3 2 管理美容師は、美容師の免許を受けた後三年以上美容の業務に従事し、かつ厚生労働大臣の定める基準に従い都道府県知事が指定した講習会の課程を修了した者でなければならない。
審査基準	法令に定める他、次の通知による。 管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定について 昭和44年6月25日環境第9082号厚生省環境衛生局長通知
標準処理期間	総期間 15日 (注：休日は含まない。) 経由機関 日 処分機関 15日
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

No.98

法令名	美容師養成施設指定規則
根拠条項	第2条
許認可等の種類	美容師養成施設の指定
法令の定め	<p>(指定の申請手続)</p> <p>第二条 法第四条第三項に規定する指定を受けようとする美容師養成施設の設立者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に、美容師養成施設の長及び教員の履歴書を添えて美容師養成施設を設立しようとする日の四月前までに、当該指定に係る美容師養成施設所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 美容師養成施設の名称、所在地及び設立予定年月日</p> <p>二 設立者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）</p> <p>三 美容師養成施設の長の氏名</p> <p>四 養成課程の別</p> <p>四の二 設立者を同じくする美容師養成施設がある場合にあつては、美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第四条の二第一項に規定する同時授業（以下「同時授業」という。）の有無</p> <p>五 教員の氏名及び担当課目並びに専任又は兼任の別</p> <p>六 生徒の定員及び学級数</p> <p>七 入所資格</p> <p>八 入所の時期</p> <p>九 修業期間、教科課程及び教科科目ごとの実習を含む総単位数（通信課程にあつては、各教科科目ごとの添削指導の回数及び面接授業の単位数）</p> <p>九の二 卒業認定の基準</p> <p>十 入学料、授業料及び実習費の額</p> <p>十一 美容実習のモデルとなる者の選定その他美容実習の実施の方法</p> <p>十二 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図</p> <p>十二の二 設備の状況</p> <p>十三 設立者の資産状況及び美容師養成施設の経営方法</p> <p>十四 指定後二年間の財政計画及びこれに伴う収支予算</p> <p>2 二以上の養成課程を設ける美容師養成施設にあつては、前項第五号から第十号までに掲げる事項は、それぞれの養成課程ごとに記載しなければならない。</p> <p>3 通信課程を併せて設ける美容師養成施設にあつては、第一項に規定するもののほか、次に掲げる事項を申請書に記載し、かつ、これに通信養成に使用する教材を添付しなければならない。</p> <p>一 通信養成を行う地域</p> <p>二 授業の方法</p> <p>三 課程修了の認定方法</p>
審査基準	法令の定めによる
標準処理期間	<p>総期間 日・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 日・月 ()</p>
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm

法令名	美容師養成施設指定規則		
根拠条項	第5条		
許認可等の種類	美容師養成施設の変更・廃止		
法令の定め	<p>(変更等の承認)</p> <p>第五条 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における生徒の定員を増加しようとするとき、又は第二条第一項第十二号に掲げる事項を変更しようとするときは、二月前までに、その旨を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>2 指定養成施設において新たに養成課程を設けようとするとき及び新たに同時授業を行おうとするときも、前項と同様とする。</p> <p>3 指定養成施設の設立者は、当該養成施設における養成課程の一部を廃止し、又は当該養成施設を廃止しようとするときは、二月前までに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該指定養成施設所在地の都道府県知事に提出し、その承認を得なければならない。</p> <p>一 廃止の理由</p> <p>二 廃止の予定年月日</p> <p>三 入所中の生徒があるときは、その処置</p> <p>四 指定養成施設を廃止しようとする場合にあつては、当該養成施設に在学し、又はこれを卒業した者の学習の状況を記録した書類を保存する者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の住所及び氏名）並びに当該書類の承継の予定年月日</p>		
審査基準	法令の定めによる		
標準処理期間	総期間	日・月	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	日・月	()
処分担当課	保健福祉部健康安全局食品衛生課 (電話番号：011-204-5260)		
申請先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)		
問い合わせ先	保健福祉部健康安全局食品衛生課生活衛生グループ (電話番号：011-204-5260)		
備考	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kse/kyo/gyote3-1.htm		